

枕崎市スポーツ協会規約

(名称)

第1条 本会は、枕崎市スポーツ協会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を枕崎市スポーツ・文化振興課内に置く。

(目的)

第3条 本会は、枕崎市のスポーツを振興して、市民の健康増進と体力の向上及び、スポーツ精神の高揚と相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技力・体力の向上に関する方策の樹立、推進
- (2) 体育・レクリエーションの普及啓発及び指導
- (3) 市民のスポーツ精神の涵養
- (4) 体育大会・講習会等、各種体育行事の実施及び援助
- (5) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第5条 本会は、枕崎市内のスポーツ団体、スポーツ少年団本部をもって組織する。

(加盟団体)

第6条 本会に加盟する団体は、別表のとおりとする。

(加盟届)

第7条 本会に加盟しようとする団体は、次に定める

必要な書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申込書（別紙様式1）
- (2) 規約
- (3) 役員名簿
- (4) 前年度事業概要、当年度計画及び歳入歳出予算書
(脱会届)

第8条 本会を脱会しようとするときは、その理由を付して脱会届を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名（加盟団体代表・学体連代表・スポーツ・文化振興課長）
- (3) 理事長1名
- (4) 理事35名以内（会長・副会長・理事長含む）
- (5) 監事2名
- (6) 書記会計1名

(役員を選出)

第10条 会長、副会長は、理事会で選出し、評議員会で承認を得る。

2 理事は、各加盟団体1名と学識経験者を理事会に諮って委嘱するものとする。

3 理事長は、理事の互選とする。

4 監事は、評議員会において選出する。

5 書記会計は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の命を受けて会務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務を執行する
- 5 監事は、会計監査を行う。
- 6 書記会計は、庶務及び会計事務を掌る。

(評議員)

第12条 評議員は、各加盟団体から2名選出する。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、役員改選時の三役（会長・副会長・理事長）においては、新役員が決定するまでは在任期間とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、理事会、評議員会に図りこれを補充する。
- 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第14条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会長が評議員会で承認を得て委嘱し、会の諮問に応じる。

(会議)

第15条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 評議員会（総会）

(2) 理事会

(3) 企画委員会

- 2 評議員会は、第9条の役員及び第12条の評議員で構成し会長が招集する。

議長は評議員の互選とし、次の事項を審議し決定する。

(1) 経過報告及び事業計画

(2) 予算及び決算

(3) 規約の改廃

(4) その他必要事項

3 理事会は、第9条の役員等で構成し会長が招集する。会長が議長となり、評議員会に提出する事項及び本会の運営に関する事項等の審議にあたる。

4 企画委員会は、会長、副会長、理事長及び書記会計等で構成する。必要に応じ会長が招集し、理事会に提案する事項等の企画立案にあたる。

5 会議は、それぞれの構成員の過半数が出席しなければ開催できない。

6 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(代理出席)

第16条 加盟団体より選出された評議員が出席できないときは、同一団体の選んだ代理者の出席を認める。

(経費)

第17条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

(1) 負担金

(2) 寄付金

(3) 事業収入

(4) 補助金

(5) その他

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第19条 本会は、評議員会の承認を得て特別会計を設けることができる。

附 則

- 1 本規約は、昭和26年4月1日をもって成立する。
- 2 本改正規約は、昭和33年6月18日から施行する。
- 3 本改正規約は、昭和41年6月10日から施行する。
- 4 本改正規約は、昭和51年12月22日から施行する。
- 5 本改正規約は、昭和52年4月28日から施行する。
- 6 本改正規約は、昭和53年7月13日から施行する。
- 7 本改正規約は、昭和54年6月19日から施行する。
- 8 本改正規約は、昭和56年4月28日から施行する。
- 9 本改正規約は、平成5年5月17日から施行する。
- 10 本改正規約は、平成9年5月14日から施行する。
- 11 本改正規約は、平成22年5月17日から施行する。
- 12 本改正規約は、平成30年5月15日から施行する。
- 13 本改正規約は、令和3年6月11日から施行する。
- 14 本改正規約は、令和7年5月16日から施行する。

別表(第6条関係)

【枕崎市スポーツ協会加盟団体名】

No	団体名
1	枕崎市テニス連盟
2	枕崎市野球連盟
3	枕崎市卓球連盟
4	枕崎市柔道会
5	枕崎市剣道連盟
6	枕崎市弓道連盟
7	枕崎市空手道連盟
8	枕崎市陸上競技協会
9	枕崎市水泳協会
10	枕崎市バレーボール協会
11	枕崎市バスケット連盟
12	枕崎市ソフトボール協会
13	枕崎市サッカー協会
14	枕崎市バドミントン協会
15	枕崎市グラウンドゴルフ協会
16	枕崎市スポーツ少年団

(別紙様式1)

枕崎市スポーツ協会加盟申込書

枕崎市スポーツ協会

会長 殿

令和 年度から枕崎市スポーツ協会に入会することを希望しますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

令和 年 月 日

団体名

所在地

会長名 印

(添付書類)

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の概略
- (3) 役員名簿
- (4) 事業概要(前年度)
- (5) 事業計画及び予算書(当年度)

枕崎市スポーツ協会申し合わせ事項

1. 【監事選出年度】

年度(任期)	団体名
平成23・24年度	①サッカー協会 ②バドミントン協会
平成25・26年度	③レスリング協会 ④ボウリング連盟
平成27・28年度	⑤グラウンドゴルフ協会 ⑥柔道会
平成29・30年度	⑦バスケット連盟 ⑧野球連盟
令和元・2年度	⑨バレーボール協会 ⑩陸上競技協会
令和3・4年度	⑪弓道連盟 ⑫剣道連盟
令和5・6年度	⑬相撲連盟 ⑭空手道連盟
令和7・8年度	⑮ソフトボール協会 ⑯卓球連盟
令和9・10年度	⑰水泳協会 ⑱テニス連盟
令和11・12年度	①サッカー協会 ②バドミントン協会
令和13・14年度	
【備考】 (1) 会員の少ない団体及びスポーツ少年団からの選出はしない。 (2) 監事と理事は兼ねることができない。	

2. 【負担金の額】 年間5,000円

種目別市民体育大会運営費、強化費事業費、県民スポーツ大会南薩地区大会選手派遣費等支給基準

補助額の基準は下記のとおりとする。ただし、予算の範囲内において不足が生じる場合は、その都度見直しを行う。

1. 種目別市民体育大会運営費

参加者数	50名以下	¥10,000円
	51～100名	¥12,000円
	101～150名	¥15,000円
	151～200名	¥18,000円
	201名以上	¥20,000円

2. 強化事業費

事業計画及び結果報告書等を提出した団体に対し10,000円を助成する。

3. 県民スポーツ大会南薩地区大会選手派遣費

地区体育大会選手派遣費として次の金額を助成する。

- (1) 交通費は鹿児島県職員等の旅費に関する条例を準拠し支給する。
ただし、本市で開催される大会では、交通費は支給しない。
- (2) 昼食代は、1人当たり800円以内とする。
- (3) マイクロバス等を借り上げる場合は、借り上げ料の30%を助成することとし、12,000円を上限とする。
- (4) 上記経費に係る領収書を提出するものとする。

4. 補助率

以下の事業に対する補助率は、次のとおりとする。

- (1) 種目別市民体育大会運営費 50%

(2) 強化事業費 50%

(3) 県民スポーツ大会南薩地区大会選手派遣費 50%

(※本市で開催する場合は85%)

枕崎市スポーツ協会脱会届出書

枕崎市スポーツ協会
会長 殿

令和 年 月で、枕崎市スポーツ協会を脱会したいので、ここに脱会届を提出します。

令和 年 月 日

団体名

所在地

会長名 印

【脱会理由】